議案第32号

和解について

真鶴聖苑の負担金の支払いに関し和解することについて、次のとおり決定する。

１　和解の相手方

神奈川県足柄下郡真鶴町岩244番地の１

真鶴町長　小　林　伸　行

２　和解の内容

町は相手方に次のとおり負担金を追加して支払う。

(1)　令和５年６月から令和７年３月までの令和５年度真鶴聖苑火葬等業務委託料に対する追加負担金として1,619,244円を支払う。

(2)　令和７年４月から５月までの令和５年度真鶴聖苑火葬等業務委託料に対する追加負担金として230,670円に令和７年度中の湯河原町及び真鶴町の両町住民の火葬利用件数により求めた割合を乗じた額を令和７年度に町が支払う負担金と併せて支払う。

３　事件の概要

真鶴町が執行した令和５年度真鶴聖苑火葬等業務委託の入札手続きに関し、定めがない最低制限価格を設定するなど疑義が生じたことから「真鶴聖苑の負担金支払いに関する覚書」を締結し、当該委託料に対する湯河原町の負担金は令和４年度実績額を基準として支払い、疑義解決後に負担金額を協議することとした。令和６年12月２日開催の湯河原町真鶴町広域行政推進協議会において疑義が解決されたことから、当該覚書に基づき両町で協議を行い、令和７年３月28日開催の湯河原町真鶴町広域行政推進協議会において合意案が承認され、当該委託料に対する和解案が整った。

令和７年６月５日提出

湯河原町長　内　藤　喜　文

（提案理由）

真鶴聖苑の負担金の支払いに関し和解することについて、地方自治法第96条第１項第12号の規定により議会の議決を要するので、本案を提出するものです。

【参考資料】

真鶴聖苑の負担金支払いに関する合意書（案）

真鶴町（以下「甲」という。）と湯河原町（以下「乙」という。）は、令和５年７月 21 日付「真鶴聖苑の負担金支払いに関する覚書」（以下「本覚書」という。）第３条に基づき、次のとおり合意する。

（負担金額）

第１条　甲と乙は、本覚書第３条第１項の規定に基づく協議を行い、本覚書第１条で変更した乙の負担額を、次の各号に定める火葬等業務委託料によって算出した額とする。

(1)　令和５年６月から令和６年３月の 10 か月間については月額 990,000 円。

(2)　令和６年４月から令和７年５月の 14 か月間については月額 1,032,000 円。

（支払い等）

第２条　前条各号で定めた火葬等業務委託料月額によって算出した乙の負担金額の清算は次の各号のとおりとする。

(1)　令和５年度及び令和６年度の乙の負担金額から同期間の乙の既支払金額を差し引いた金額について、甲は、速やかに乙へ請求するものとし、乙はこれを支払うものとする。

(2)　令和７年４月から令和７年５月までの乙の負担金額について、甲は、前条第２号で定めた月額を用いて乙の令和７年度の負担金額を積算し、乙に請求するものとし、乙はこれを支払うものとする。

（協議事項）

第３条　本合意書に定めのない事項または本合意書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。

本合意書の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和７年　月　日

（甲）　真鶴町長　小　林　伸　行

（乙）　湯河原町長　内　藤　喜　文

真鶴聖苑火葬等業務委託金額に対する追加負担金額の試算について

	覚書による委託金額※		合意案による負担金額※		年度合計の差額	湯河原町の負担割合（D）	湯河原町の負担額（見込み）（C）×（D）
	月額	年度合計（A）	月額	年度合計（B）	（B）－（A）＝（C）		
令和５年６月～令和６年３月（10 箇月）	916, 667	9, 166, 670	注１ 990, 000	9, 900, 000	733, 330	0. 7894	578, 891
令和６年４月～令和７年３月（12 箇月）	916, 667	11, 000, 000	注２ 1, 032, 000	12, 384, 000	1, 384, 000	0. 7517	1, 040, 353
令和７年４月～令和７年５月（２箇月）	916, 667	1, 833, 330	1, 032, 000	2, 064, 000	230, 670	注３ 0. 7706	177, 754
合　計	―	22, 000, 000	―	24, 348, 000	2, 348, 000	―	1, 796, 998

※　「覚書による委託金額」及び「合意案による負担金額」に記載する月額及び年度合計の金額については、令和７年３月 28 日開催の湯河原町真鶴町広域行政推進協議会において真鶴町から提出された参考資料１「真鶴聖苑火葬等業務委託金額の負担額」から引用

注１　令和５年４月～５月の実際の委託金額

注２　注１の金額に「公共工事設計労務単価表」の軽作業員単価上昇率 104. 24%（令和６年/令和５年）を乗じた金額

注３　令和７年度の湯河原町の負担割合は未確定であるため、令和５年度と令和６年度の平均を採用